

# 高齢者インフルエンザ 定期予防接種のお知らせ

インフルエンザの予防接種は、発病の予防や、発病後の重症化を予防する効果があります。  
令和6年度は、以下のとおり接種費用を助成します。

対象者	<p>接種日時時点で品川区に住民登録があり、以下①、②のいずれかに該当する方</p> <p>①65歳以上の方(令和6年12月31日までに65歳になる方。)</p> <p>②60歳以上65歳未満の方のうち、身体障害者手帳1級で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方</p>
接種期間	<p><b>令和6年10月1日 から 令和7年1月31日</b></p>
接種場所	<p>①品川区 高齢者インフルエンザ予防接種契約医療機関</p> <p>②品川区以外の東京22区の契約医療機関でも接種できます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■施設入所等の理由により、23区外で接種を受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区が発行する「予防接種依頼書」の事前申請が必要です。 別紙「高齢者インフルエンザ・コロナウイルス 予防接種依頼書交付申請書」を品川区に提出してください。</li> <li>・「予防接種依頼書」に基づき接種を受け、接種費用を全額自己負担した場合は、品川区から接種費用の払い戻しを受けることができます(ただし上限額あり)。</li> </ul> </div>
接種費用 (自己負担額)	<p style="text-align: center;"><b>無 料</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>以下の場合には全額自己負担(4,000円程度)となりますので、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶65歳になる前に接種を受けた場合(10月1日から12月31日に65歳になる方)。</li> <li>▶接種期間外(10月1日以前、2月1日以降*)に接種を受けた場合。 ※新型コロナ定期予防接種と接種期間が異なります。</li> <li>▶医師の判断により、2回目の接種を受けた場合。</li> </ul> </div>
接種方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.裏面の「インフルエンザと予防接種 説明書」を事前にお読みください。</li> <li>2.接種を希望する医療機関に事前にご予約ください。</li> <li>3.接種当日、「品川区 高齢者インフルエンザ予防接種予診票(3枚つづり)」を医療機関に持参し、接種を受けてください。</li> </ol>
他ワクチンとの同時接種	<p>インフルエンザワクチンと他ワクチン(新型コロナ、带状疱疹等)の同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に可能です。</p>